

令和7年度

三重県保健師助産師看護師等修学資金

貸与者募集

募集
期間

令和7年4月1日(火)

～6月30日(月) 必着

貸与月額

民間立看護師等養成所……………月 36,000 円

民間立看護師養成所(通信制)……………月 21,000 円

民間立准看護師養成所……………月 21,000 円

看護系大学……………月 50,000 円

民間立助産師養成所……………月 70,000 円

返還免除
条件

卒業年に貸与の対象となった
当該看護職員の免許を取得し、
直ちに三重県内の指定機関で
一定の年数勤務することにより、
貸与額全額の返還が免除されます。



□お問い合わせ□

三重県医療保健部 医療人材課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

☎ 059-224-2053

✉ iryokai@pref.mie.lg.jp

まずは検索!

🔍 三重県看護修学資金

検索



三重県内で看護職員として働きませんか

三重県では、県内における看護師等の不足の解消に向けた取組の一環として、将来県内の医療機関等で看護職員として就業する意思のある方に対して、修学資金を貸与しています。

1

応募資格

将来、県内の医療機関等で看護職員として就業する意思があり、下記のいずれかに該当する方
※就業義務を課す他の貸付金等の貸与を受けているまたは受けようとする方を除く。

- (1) 民間立の保健師養成所、看護師養成所、准看護師養成所に在学している方
- (2) 看護系大学に在学している方 ※県内の看護系大学に在学している方は、県外出身者に限る。
- (3) 民間立の助産師養成所に在学している方

2

貸与月額

- | | | |
|---------|-----------------|------------|
| (1) - 1 | 民間立看護師等養成所 | 月 36,000 円 |
| (1) - 2 | 民間立看護師養成所 (通信制) | 月 21,000 円 |
| (1) - 3 | 民間立准看護師養成所 | 月 21,000 円 |
| (2) | 看護系大学 | 月 50,000 円 |
| (3) | 民間立助産師養成所 | 月 70,000 円 |



3

返還猶予

卒業年に当該養成課程の免許を取得し、直ちに指定機関で看護職員の業務に従事していること

- (1) 民間立看護師准看護師等養成所：県内の200床未満の病院、精神病床数が80%以上の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院など
- (2) 看護系大学：県内の病院または診療所
- (3) 民間立助産師養成所：県内で分べんを取り扱う病院、診療所または助産所
※民間立助産師養成所で修学資金の貸与を受けた方は、助産師の業務に限る。

4

返還免除

上記3の条件に該当し、返還の猶予を受けた方で指定機関で下記の期間継続して看護職員の業務に従事したとき

- ・ (1)(2)の方：貸与を受けた期間+1年
- ・ (3)の方：貸与を受けた期間+2年
※民間立助産師養成所で修学資金の貸与を受けた方は、助産師の業務に限る。

